

軽自動車税納税通知書の誤配達による個人情報の漏えいについて (税務課)

総務部税務課が発送した軽自動車税納税通知書について、郵便局の誤配達により個人情報漏えいした事案（以下「本件事案」という。）が発生しましたので、以下のとおり、本件事案の内容と再発防止策等について公表いたします。

また、関係者の皆さまには、多大なるご心配やご迷惑をおかけすることになり、心からお詫び申し上げますとともに、再発防止策を講じることにより、今後このような事案が生じないように努めてまいります。

1 事実経過

- (1) 令和8年4月28日（火曜日）
 - ・ 税務課の職員が、軽自動車税納税通知書を送付した。
- (2) 7月6日（月曜日）
 - ・ A氏の関係者から、別人であるB氏の当該納税通知書が届いていたとの連絡を受け、本件事案が発覚した。
- (3) 同月7日（火曜日）
 - ・ A氏の関係者から当該納税通知書を受け取り謝罪した。

2 漏えいした情報

B氏の氏名、住所、車両番号、税額

3 漏えいの原因

- 本件事案は、郵便局の誤配達が直接の原因であり、郵便局から報告を受けた誤配達の原因は、以下のとおりである。
- ・ 郵便物を地域ごとに仕分ける際に、地域を間違えて仕分けてしまった。
 - ・ 配達担当者の出発前の確認が不十分であったことに加え、ポスト投函前の確認を怠った。

4 再発防止措置

- 郵便局に対し、再発防止について強く要請した。郵便局から報告を受けた再発防止策は、以下のとおりである。
- ・ 全社員に本件事案の概要を周知し、誤配達を生じさせないための基本動作について改めて指導した。
 - ・ 全社員に対して、誤配達が個人情報の漏えいにつながり、お客様に与える影響が大きいことを指導し、事の重大さを認識させた。
 - ・ 配達前に宛先・宛名の確認を確実に行うとともに、ポスト投函時においても宛先・宛名の確認を徹底する。